

西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施します。特定健診よりも検査項目が多く、自分の健康状態をより詳しく把握できます。いつまでも自分らしい生活をつづけるためにぜひご活用ください。

1. 対象者

西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳に到達する方が対象です。

| | |
|-----|---------------------------|
| 25歳 | (平成 8年4月2日から 平成 9年4月1日まで) |
| 30歳 | (平成 3年4月2日から 平成 4年4月1日まで) |
| 35歳 | (昭和61年4月2日から 昭和62年4月1日まで) |
| 40歳 | (昭和56年4月2日から 昭和57年4月1日まで) |
| 45歳 | (昭和51年4月2日から 昭和52年4月1日まで) |
| 50歳 | (昭和46年4月2日から 昭和47年4月1日まで) |
| 55歳 | (昭和41年4月2日から 昭和42年4月1日まで) |
| 60歳 | (昭和36年4月2日から 昭和37年4月1日まで) |
| 65歳 | (昭和31年4月2日から 昭和32年4月1日まで) |
| 70歳 | (昭和26年4月2日から 昭和27年4月1日まで) |

2. 検査内容

| | |
|---------|--|
| 基本検査項目 | 身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー(腹部)、心電図 上部消化管検査(胃X線透視または胃内視鏡検査) |
| 下部消化管検査 | 全大腸内視鏡検査 |
| 頭部検査 | 頭部MR I・MRA |

3. 自己負担金

受診される項目により、自己負担額が異なります。
自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。
詳しくは申込み時にご説明いたします。

※注意事項

- ①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ②令和3年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④現在かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえ、お申込みください。

★人間ドックは「さいとくポイント」の対象になります。検査の結果を健康管理課の窓口を持ってきていただくと、300ポイント付けることができます。詳しくは申込み時にご説明いたします。

※申込受付は6月頃を予定しています(現時点では申込みは受け付けていません)。

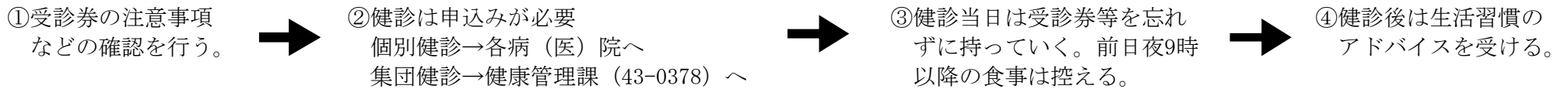
※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送いたします。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみになります。今年度人間ドック受診希望の方は、特定健診を受診されないようご注意ください(人間ドックの受診券は5月下旬に送付します。申込み時に必要ですので、保管しておいてください)。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378)

40歳～74歳の西都市国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入の皆さまへ
4月1日から令和3年度特定健診及び後期高齢者健診がスタートします
 大切な血管を守るために、年に1度の健診を受診しましょう

注意点) 4月1日から5月31日までは、保険証で特定健診及び後期高齢者健診の受診ができます。
 また、対象者の方には、5月下旬に受診券発送予定です。発送後は、保険証による受診はできませんのでご注意ください。



- 健診項目：身体計測、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血等)、尿検査
 ※心電図検査は**国保のみ**、血清アルブミン検査は**後期のみ**
- 料 金：国保特定健診及び後期高齢者健診のどちらも無料です(年度内1回)。
- 特定健診及び後期高齢者健診は、「さいとくポイント対象事業」になります。※個別健診については、健診結果票を健康管理課へ持参してください。

◀個別健診実施機関▶ ※各医療機関に直接ご予約ください。

【健診日程】4月～翌年2月

| | | | |
|-----------|---------|------------|---------|
| 上野医院 | 44-5100 | 西都児湯医療センター | 42-1113 |
| 上山医院 | 43-1129 | 佐藤クリニック | 43-5309 |
| 宇和田胃腸内科 | 42-0111 | 三財病院 | 44-5221 |
| 大塚病院 | 43-0016 | すぎお医院 | 41-1177 |
| 久保循環器内科医院 | 32-0373 | 鶴田病院 | 42-3711 |
| 黒木胃腸科医院 | 43-1304 | 富田医院 | 43-0178 |
| 児玉内科クリニック | 43-1777 | 東米良診療所 | 46-2335 |

【注意事項】

※40～74歳の西都市国保の方は、個別健診、集団健診、西都市国保が実施する簡易人間ドック(令和3年4月2日から令和4年4月1日に25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳のお誕生日を迎える方)のうち、いずれか1つしか受診できません。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、延期または中止になる場合があります。

◀集団健診▶ ※健康管理課(43-0378)にお申込みください。

| 健診日 | 場 所 | 受付時間 | 備 考 |
|-----------|------------|---------------|--|
| 6月 8日(火) | コミュニティセンター | 8:00 ～9:30 | 【検診セット】 ※年齢等対象外あり ・肝炎・前立腺がん ・胃がんリスク ・肺がん(X線) 2/3のみ ・肺がん(CT) 10/3、11/13のみ ・胃がん(バリウム) 6/8、2/3、2/15を除く ・大腸がん |
| 7月 7日(水) | 保健センター | | |
| 9月27日(月) | 保健センター | | |
| 10月 3日(日) | 保健センター | | |
| 10月 8日(金) | 三納地区館 | | |
| 10月19日(火) | 都於郡地区館 | | |
| 11月 2日(火) | 三財地区館 | | |
| 11月13日(土) | 保健センター | | |
| 11月19日(金) | 市徳北支所 | | |
| 1月19日(水) | 保健センター | | |
| 2月 3日(木) | 保健センター | | |
| 2月15日(火) | コミュニティセンター | | |

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378)

胃がん集団検診（40歳以上）のご案内

～なんともない そんな時こそ検診へ～

胃がんは日本人が2番目に多くかかるがんです。検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんであり、早期発見・早期治療ができれば「治るがん」と言われています。症状がなくても年に1回の検診を受けることが大切です。

【対象者】西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳になる方も含む）

【料 金】1,200円

※西都市国民健康保険の方：500円（保険証を持参）

※JA西都女性部に加入している本人・家族：700円（助成券を持参）

※以下に該当する方は、**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方（税務課発行の世帯の課税証明を提示。コンビニ発行は不可）
- ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【集団検診】胃部X線検査（バリウム法）※申込みは随時受け付けています。

| 日 程 | 受付時間 | 検診場所 | 申込期限 |
|-----------|-----------|--------|----------|
| 6月17日（木） | 7：40～9：00 | 保健センター | 6月 8日（火） |
| 7月 7日（水） | 7：40～9：00 | 保健センター | 6月28日（月） |
| 9月27日（月） | 7：40～9：00 | 保健センター | 9月17日（金） |
| 10月 3日（日） | 7：40～9：00 | 保健センター | 9月24日（金） |

※新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、延期又は中止の可能性がありますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。

※申込者には事前に検診受診票を郵送いたします。

【持ってくる物】保険証、自己負担金、がん検診受診券はがき、検診受診票

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

以下の方は、集団検診は受診できません。医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方
- ③過去にバリウムまたはその他の造影剤によるアレルギー症状があつた方
- ④消化管の病気（穿孔、閉塞、腸捻転、出血）の既往のある方
- ⑤食道・十二指腸・大腸の治療中または経過観察中の方
- ⑥1年以内に消化管疾患や呼吸器疾患、心疾患（ペースメーカーの手術含む）、脳外科疾患の手術をされた方
- ⑦1年以内に心筋梗塞や脳梗塞等を発症したことのある方
- ⑧シャントを使用されている方
- ⑨腎疾患（透析）や心疾患（心不全）のため、水分制限のある方
- ⑩普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方
- ⑪検査当日前より3日間以上排便のない方 ⑫人工肛門を装着されている方
- ⑬自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方
- ⑭自力での立位保持困難な方 ⑮胃の全摘手術を受けられた方
- ⑯体重120kg超過の方

その他、以下の方は、医療機関での検査をお勧めします。

脳血管障害・心疾患の病歴のある方、低血糖のリスクのある方

【受診する際の注意事項】

検査前日の夜9時から検診終了までは食事はしないでください。

当日の朝は、水・お茶も飲まず、たばこも吸わずに来てください。

お薬を飲まれている方は当日の服薬について主治医にご確認ください。

※市のがん検診は、自覚症状のない方を対象としています。自覚症状のある方は市のがん検診を受診することはできませんので、保険診療による医療機関での受診をお願いいたします。

※検診当日は、マスクの着用や、手指消毒にご協力ください。また、当日体調の優れない方は、検診の受診をご遠慮いただき他の日程を案内させていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

令和3年度 乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中でも上位に位置する乳がん。30歳を超えると増えはじめ、40歳代～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市に住民登録のある30歳以上の女性（年度年齢）
（ただし、市の補助は2年に1度になりますので、令和2年5月1日から令和3年2月28日までに受けられた方は対象外）

- 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査

- 料金：3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）

※JA西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）

※以下に該当する方は**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方
（税務課発行の世帯の課税証明書を提示、コンビニ発行不可）
- ④生活保護世帯の方
（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）
- ⑤今年度に41歳になられる方（保険証を提示）
（昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれの方）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

- 禁忌事項

以下に該当する方は、乳がん検診は受けられません。

- ①乳がんの手術後（乳房温存手術を含む）で5年未満の方
※5年以上であっても病院をお勧めする場合があります。
- ②豊胸手術を受けられた方
- ③心臓ペースメーカーを装着されている方
- ④胸部にステント、シャント、カテーテルなどの手術を受けられた方
- ⑤妊娠中の方や妊娠の可能性のある方

- 個別検診

| | |
|-----------------------------------|---|
| 大塚病院 | 日時：5月22日(土)、6月26日(土)、7月24日(土) 9月18日(土)、10月23日(土)、12月18日(土) 令和4年1月8日(土) 午前8時10分～11時30分 |
| 鶴田病院 | 日時：5月1日(土)～令和4年2月28日(月)の 月・火・水・金曜の午後2時30分～ |
| さがら病院宮崎 (旧ブレストピア 宮崎病院) | 日時：5月1日(土)～令和4年2月28日(月)の平日 午前11時、11時30分 午後1時30分、2時、2時30分 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます。 |
| All About Breast 乳腺外科 クリニック | 日時：5月1日(土)～令和4年2月28日(月)の診療時間 内(土日も実施) ※第2・4日曜は休診 |
| まつ婦人科 クリニック | 日時：5月1日(土)～令和4年2月28日(月)の診療時間 内 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます。 |

- 集団検診

日時：5月27日(木)、11月8日(月)、11月25日(木)、12月8日(水)
令和4年1月28日(金)、1月30日(日) 午前9時～午後4時

場所：保健センター

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期又は中止の可能性
がありますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

- 申込先 健康管理課 健康推進係 43-1146

(文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146)

令和3年度 重度障害者タクシー料金助成事業のお知らせ

《タクシー利用券を4月1日から交付します》

【対象者】

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受け、1級または2級の障がい者に該当する方
2. 療育手帳の交付を受け、当該障がいがAに該当する方
3. 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、また施設に入所中の方は該当しません。

【助成額等】

タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

※1枚につき小型タクシー基本料金の額が助成となります。

※申請月により交付枚数（1ヶ月あたり2枚）が変わります。

【申込先】

手帳と印鑑をご持参のうえ、福祉事務所 障害福祉係にてお申込みください。代理人の方でも申請できます。

※ご不明な点は、福祉事務所 障害福祉係（43-1206）までお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

身体障がい者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税（種別割）は、毎年、4月1日現在の登録名義人に課税され、令和3年度の納期限は5月31日（月）となっています。

身体障がい者等の方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日までに申請すれば、自動車税が減免されます。

以下のとおり身体障がい者等減免申請の受け付けを行っていますので、詳しくはお問合せください。

場所：宮崎県 高鍋県税・総務事務所

期日：4月1日（木）～5月31日（月）の平日

時間：午前8時30分～午後5時15分

場所：宮崎県 西都総合庁舎 県税窓口

期日：5月12日（水）・19日（水）・26日（水）

時間：午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者等減免は、5月31日（月）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。

【お問合せ先】

宮崎県 高鍋県税・総務事務所 0983-23-0213

宮崎県 西都総合庁舎 県税窓口 43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当は、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父若しくは母、又は父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1、2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35以下の程度
（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3、4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35～50程度
（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆所得制限があります

- ①受給資格者（監護者の所得）
- ②配偶者・扶養義務者の所得

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206）

特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

【特別障害者手当】

特別障害者手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅者に支給されます。

支給対象者は、概ね重度の障がいを2つ以上有する方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、概ね身体障害者手帳1、2級程度または知的障がい者で知能指数20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②障害児入所施設等に入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

※詳しくは以下までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206）

令和3年度「西都市住宅改修支援事業補助金」のご案内

この事業は、市内在住の方又は転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して、お住まい又はその予定の住宅の改修工事を行う場合に、その経費を西都商工会議所ギフト券で助成する制度です。ただし、着工前の申請が助成対象の要件ですのでご注意ください。

この事業に関する申請書様式及びチラシは商工観光課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

なお、令和2年度以前にこの助成制度をご利用された方も利用できる場合があります。詳しくは、担当までお問合せください。

●助成額

住宅改修工事・・・15万円を限度 対象工事費の20%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

| 《対象となる要件》 | 《対象となる工事》 |
|---|--|
| ①交付決定日以前に着工していないこと ※着工前の申請のみ受け付けます。 ②市内に本社若しくは本店を有する法人または市内に住所を有する個人が施工者であること ③総工事費が20万円以上であること。 ④住宅の名義人が居住又はその予定である、市内に存する住宅であること ※賃貸住宅は対象外です。 ⑤建築後10年以上経過している住宅であること（令和3年3月31日時点） ⑥市税等を完納していること ⑦改修工事は令和4年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できること ⑧対象工事が、本市や国などの過去の同様の助成制度による助成対象箇所と重複しないこと | ①増築又は改築工事 ②屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事 ③壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事 ④台所、浴室、脱衣所、洗面室又はトイレの改修工事 ⑤建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事 ⑥住宅等の電気設備改修工事又は給排水設備改修工事 ⑦防音又は断熱化工事 ⑧住宅内のバリアフリー化工事 <u>※今年度、以下の工事は助成対象外となります。</u> ・住宅等に付随するバルコニー等の設置又は補修工事 ・店舗の改修工事 |

●交付申請受付及び問合せ先

商工観光課（43-3222）にて、予算枠まで随時受付しています。

生きがい交流広場の臨時休館について

4月から生きがい交流広場の管理・運營業務を市民課 市民協働推進係が行うことになりました。つきましては、事務所移転等のため、以下のとおり施設を臨時休館させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

休館期間：4月1日（木）～7日（水）

対象施設：生きがい交流広場 全室

その他：休館期間中はヘルストロンの利用もできません。

（文書取扱・問合せ：市民課 市民協働推進係 43-1204）

農業振興地域整備計画の見直しの受付

農業振興地域整備計画における農用地区域（青地）の個別見直しの令和3年度第1回受付は、5月31日（月）までとなっております。

＜農用地区域の個別見直しとは？＞

1. 青地からの除外・・・住宅の建設用地など
2. 青地への編入
3. 用途区分の変更（一定規模以上のもの）
※田や畑から畜舎等の農業用施設用地への変更など

除外、編入及び用途区分の変更を行うには要件が決められており、その要件をすべて満たさなければ計画の見直しを行うことはできません。

また、見直しが可能な場合でも、ある一定の期間が必要です。

具体的な計画のある方は、まずは早めに以下までご相談ください。

（文書取扱・問合せ：農林課 農政企画係 43-0382）

西都市住宅等除却事業のお知らせ

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、市内に存する住宅等を自主的に除却する所有者等に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

《主な概要》

対象施設：市内に存する昭和56年5月31日以前に建築されたもので所有者等が個人である住宅等
所有権以外の権利が設定されていないこと

対象者：対象施設の所有権を有しており、市税の滞納がない者など

主な要件：住宅等が存した敷地内を更地にする工事であること
市内の施工業者が行う工事であること
除却後の跡地について、3年を経過しないうちに、建築物の新築等、売買等、営利を目的とする事業に使用する等の活用する予定がないこと等

対象経費：住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用

補助金額：対象経費の1/3以内（上限60万円）

事前相談：上記以外にも要件等があります。補助の対象となるかの確認及び提出書類等のご案内をしますので、生活環境課（43-1589）までお問合せください。

（文書取扱：生活環境課）

防犯灯設置助成事業のお知らせ

西都地区地域安全協会では、犯罪の未然防止等を目的とした防犯灯を設置する団体等に対し助成金を交付しております。お申込みを希望される団体等は以下によりお手続きをお願いします。

募集期間 4月1日（木）より

※予算の範囲内での助成となりますので、予算に到達次第、受け付けを締め切らせていただきます。

申請方法 生活環境課（コミュニティセンター1階）にて4月1日より事前受け付けを行い申請書をお渡ししますので、必要事項を記入の上、提出をお願いします。

申請者 防犯灯の設置及び管理を行う団体等の代表者又は関係者

申請灯数 1団体につき3灯まで

助成額 既設電柱に防犯灯を設置又は交換する場合の助成金額は、設置又は交換工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額となります。ただし新たに小柱を設置して防犯灯を設置する場合の助成金額は、設置工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額となります。

※九州電力に対する申請を電気事業者へ依頼した場合は、手数料として1灯あたり2,000円が別途必要となります。

（文書取扱・問合せ：西都地区地域安全協会
 ≪事務局：生活環境課 43-1589≫）

新型コロナウイルス感染症対策

「事業所経営継続応援給付金」のご案内

宮崎県独自の緊急事態宣言により、厳しい経営環境に直面している事業者の事業継続を支援するため、売上げが減少した商工業者に給付金を支給します。

1. 対象事業者の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月と2月において、売上高の減少率等が以下のいずれかに該当する事業者
 - ・ 1か月の売上高が前年同月比で50%以上かつ10万円以上減少
 - ・ 1月と2月の売上高の合計が前年同期比で30%以上かつ12万円以上減少
- (2) 飲食店向けの営業時間短縮要請に伴う協力金を受給していないこと
- (3) 以下のいずれかに該当する事業者
 - ・ 市内に事業所がある商工業者（小規模事業者に限る）
 - ・ 市内に本社機能を有する中小企業
 - ・ 本市の誘致企業

2. 支給額

次の①と②の合計額を支給します。一事業所あたり最大35万円まで

- ①基本額 一律20万円
- ②従業員加算額 1人あたり3万円（上限5人・最大15万円）
 ※従業員については、雇用保険の掛金を納付している者が対象

3. 補助申請の期間

5月31日（月）まで

※当面の間、郵送のみの受け付けとなります。申請に必要な様式は、市ホームページに掲載するほか、ご希望される場合は、関係書類を郵送いたします。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 43-3222）

創業や事業承継をご検討されている皆様へ

西都市創業等支援事業補助金のご案内

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者

- (1) 補助金の申請年度内に創業等を行うこと
- (2) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと
- (3) 週5日以上、午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を営むことができる見込みがあること
- (4) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること
- (5) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること
- (6) 空き店舗や空き家等を活用して創業等を行う場合は、その所有者、所有者の配偶者及び2親等以内の血族または姻族並びに所有者と生計を同一にする者でないこと
- (7) 市税等の滞納がないこと

2. 補助対象となる主な業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など

3. 補助対象経費 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など

4. 補助金の額 補助対象経費または以下の補助基本額及び加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

| | | |
|-------|-------------------------|------|
| 補助基本額 | 50万円 | |
| 加算額 | 補助金の交付申請日に40歳未満の者が行う創業等 | 50万円 |
| | 市で指定する業種で行う創業等 | 30万円 |
| | 市で指定する中心市街地エリアで行う創業等 | 30万円 |

5. 補助申請の募集期間 4月1日（木）～30日（金）

6. その他

- (1) 事業申請前に必ず、商工観光課、西都商工会議所、西都市三財商工会、まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）のいずれかへご相談ください。
- (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。現在選考委員会開催日は未定ですが、**5月中旬～下旬頃**の開催を検討しております。
- (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（既に開業している、事業所等の賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事を既に開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- (4) その他詳しい要件等は、商工観光課（43-3222）までお問合せください。

（文書取扱：商工観光課）

プラスチック製容器包装類への 異物混入防止について

市民の皆様におかれましては、日頃よりごみ分別にご協力いただき誠にありがとうございます。

分別収集された資源ごみについては、資源化に努めているところですが、搬入された資源ごみの「プラスチック製容器包装類」に異物（分別の間違っているごみ）の混入がみられます。

「プラスチック製容器包装類」は、材質ではなく「プラマーク」の表示があるものとなりますが、「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」も併せてご確認ください正しく出していただきますようお願いいたします。

《プラスチック製容器包装類への異物混入例》

例1. カセットテープのケースや薬（錠剤）など

カセットテープのケースは「燃やせるごみ」になります。薬は錠剤袋（カプセル含む）から取り出して「燃やせるごみ」に出してください。

例2. 医療系廃棄物（血糖値測定用器具や医薬品びん、医療用注射針等）

家庭ごみとしては排出できません。

病院や購入元に排出方法をご確認ください。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

移住者向け市営住宅の提供について

西都市では、地域活性化を図るための人口増対策として、市外からの移住者を積極的に受け入れたいと考えています。そのため、市営住宅の空き家を移住者の方の一時的な住まいとして提供しております。原則1年間という短い期間での提供ではありますが、これから西都市で生活していこうとお考えの方は、生活の基盤づくりの住まいとして利用されてはいかがでしょうか。

1. 提供できる住宅 ※3・4・5階の部屋になります。

| 住宅名 | 戸数 | 住宅名 | 戸数 | 住宅名 | 戸数 |
|------|----|-----|----|-----|----|
| 三宅 | 2 | 瀬口 | 2 | 鹿野田 | 2 |
| 稚児ヶ池 | 5 | 南方 | 2 | 山田 | 2 |
| 酒元 | 2 | 杉安 | 2 | | |
| 白馬 | 2 | 札の元 | 1 | 合計 | 22 |

2. 提供できる期間

受け付けは4月1日から令和4年3月31日の間で、申込みから1年間の入居が可能です。また、特別の事情がある場合は、1年間の延長が可能です。

3. 家賃

通常の市営住宅入居と同様に、収入に応じた家賃になります。

4. 敷金

家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

※その他いくつかの条件がありますので、詳しくは以下までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379）

令和3年度前期技能検定試験が実施されます

技能検定とは、働く人達の技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で130職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

- 受検申請受付期間 4月5日（月）～16日（金） ※最終受付日の消印有効
原則郵送（窓口での受け付けは行いません。）

●実施職種及び等級

| | |
|-------|---|
| 1級・2級 | 園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御組立て）、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、フラワー装飾 |
| 3級 | 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、フラワー装飾 |
| 単一等級 | 路面標示施工 |

- 受検資格 等級・職種により要件が異なるので、以下の宮崎県職業能力開発協会へご確認ください。

- 試験の実施等 実技試験及び学科試験（実施日は、6月7日（月）～9月12日（日） ※3級は8月8日（日））
実施日は宮崎県職業能力開発協会から通知します。

- 受検手数料 ・学科試験 3,100円
・実技試験 18,200円
※35歳未満の方は、ものづくり分野の2級又は3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。また、学生はさらに減額される場合があります。詳しくは宮崎県職業能力開発協会へお問合せください。

- 合格発表 10月1日（金） ※3級は8月27日（金）

- 申込み・問合せ先 宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 0985-58-1570
〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3

（文書取扱：商工観光課）

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{＜所得のめやす＞} 128 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

※令和2年度以前の計算式は、128万円が118万円になります。

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課 年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です。）
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がございましたら、以下にお尋ねください。

高鍋年金事務所 0983-23-5111

市民課 年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

～男女共同参画社会を目指して～ 講師の派遣を行います

市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講師は、宮崎県男女共同参画センター登録講師の方々をはじめ、ご希望があればご相談に応じます。ぜひ、ご利用ください。

派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

申込期間：令和4年2月25日（金）まで

申込先：市民課 市民協働推進係（生きがい交流広場内）
43-1204

申込締切：講演会開催日の2か月前まで

★過去の主な講演内容★

- ・男女が輝いて生きるために～自分のための終活（生前整理）～
- ・LGBTについて基本的理解・それぞれの立場で「今」できることとは
- ・知っておきたい年金、健康保険、そして相続の話
～亡くなった親の口座に残っているお金はどうなるの？～
- ・食が子どもの心と体を育む
- ・ココロもカラダも楽々（らっくらく）～笑いで健やかな毎日を～
- ・男女共同参画社会時代における支え合いの子育て
- ・ガールズ・トーク～いつも隣にいるあの女性が最近輝いている秘訣～
- ・様々な悩みを抱える現代の子どもたちに今、大人ができること など

（文書取扱：市民課 市民協働推進係）

西都市働く婦人の家主催

「はじめての健康マーじゃん」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

「賭けない、飲まない、吸わない」健康マーじゃん。初心者向けの講座で、ルールやマナーを基礎から学び、楽しく脳活しましょう。

- 【開 講 日】5月10日（月）毎週月曜日 14時～16時（全30回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】テキスト代1,000円・友の会費200円（初回のみ）
- 【持 参 品】筆記用具
- 【定 員】12名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「はじめての健康マーじゃん」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時
土 曜 9時30分～16時（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 4月1日（木）～26日（月）
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

西都市働く婦人の家主催

「布ぞうり作り」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

健康に優れた効果を持つと言われる布ぞうり。作り方を学び、日々の暮らしを快適に過ごしましょう。

- 【開 講 日】5月14日（金）毎週金曜日 10時～12時（全5回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】材料費1,500円、友の会費200円（初回のみ）
- 【持 参 品】裁縫道具、浴衣1枚、裁ちばさみ、定規（30cm）、筆記用具
- 【定 員】6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「布ぞうり作り」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時
土 曜 9時30分～16時（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 4月1日（木）～26日（月）
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

西都市文化ホール文化事業

あいそめ映画祭「人生をしまう時間^{とき}」

さいとくポイント進呈対象事業です

小堀鷗一郎医師（当時80歳）と在宅医療チームに密着した200日のドキュメント記録、患者と家族と向かい合い、一人ひとりの人生の終わりに医療・地域・社会に何ができるのか、考えさせる映画です。

ご家族そろって是非ともご覧ください。なお、入場の際は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、入口で職員による検温、マスク着用の確認、手指の消毒、社会的距離の確保などをお願いすることになっています。

【上映日】5月16日（日）

【上映時間】1回目 10時～12時（開場9時30分）

2回目 14時～16時（開場13時30分）

【料金】前売券 1,000円（当日1,200円）全自由席
※3歳未満膝上鑑賞無料、座席が必要な場合は有料

【上映会場】西都市文化ホール（コミュニティプラザパオ3階）

【後援】西都市、西都市教育委員会、一般社団法人西都市観光協会
宮崎日日新聞社

【チケット】西都市文化ホール事務所（西都市働く婦人の家内）
西都市勤労青少年ホーム
コミュニティプラザパオ 1階 インフォメーション
まちなかギャラリー夢たまご、西都市民会館
チケットぴあPコード551434
※入場制限のため、販売枚数は
1回目200枚、2回目200枚です。

【問合せ先】西都市文化ホール事務所（西都市働く婦人の家内）
TEL：32-6307 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

会計年度任用職員（健康管理課窓口業務）の募集について

| | |
|------|--|
| 募集人員 | 健康管理課窓口業務 会計年度任用職員1名 |
| 業務内容 | 国保窓口での資格手続・給付手続事務など （医療事務有資格者・医療機関での経験者を優先） |
| 任用期間 | 6月1日～令和4年3月31日 |
| 募集期間 | 4月1日（木）～21日（水） （土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで） |
| 報酬 | 月額 116,593円以上 |
| 勤務時間 | 月曜日～金曜日 午前9時から16時までの間の6時間 |
| 福利厚生 | 社会保険（健康保険・厚生年金保険）・労災・雇用保険・期末手当（在職期間による減額対象）・通勤手当（2km以上）・有給休暇制度あり |
| 応募資格 | 健康で市税等の滞納のない方 パソコン操作ができる方 |
| 応募方法 | 市販の履歴書に顔写真を貼付し、必要事項を記載の上、期間内に健康管理課に提出 |
| 採用方法 | 面接による選考 ※面接の日程及び結果は直接連絡します。 |

（文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378）

市営住宅の入居者募集について

「定期募集（抽選会）」について

1. 抽選会開催月（奇数月） 5月・7月・9月・11月・1月・3月
2. 抽選会日時・会場 毎回25日前後、午前10時開始
西都市コミュニティセンターにて
3. 入居申込
 - ・申込用紙を記入の上、必要書類（住民票、所得証明書等）を添付してお申込みください。
 - ・申込受付月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。**※5月抽選については、4月末までに申込完了の方が対象**
4. 抽選会開催の通知
 - ・入居希望住宅が空き家になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報（空家状況、開催日時等）を通知します。

「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は以下までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について（3月18日現在）

| 住宅名 | 空き家数 | 住宅名 | 空き家数 | 住宅名 | 空き家数 |
|-------|------|-----|------|-----|------|
| 三宅 | 14 | 国分 | 0 | 宮之下 | 3 |
| 稚児ヶ池 | 56 | 島内 | 0 | 鹿野田 | 9 |
| 稚児ヶ池南 | 6 | 南方 | 25 | 山田 | 14 |
| 酒元 | 10 | 杉安 | 6 | 都於郡 | 0 |
| 妻東 | 8 | 椿原 | 13 | 岩崎 | 2 |
| 白馬 | 6 | たて野 | 0 | 再開発 | 11 |
| 瀬口 | 10 | 札の元 | 2 | 合計 | 195 |

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379）

チャレンジスペース出店者募集

市内で創業を目指している方に対して、まちづくり西都KOKOKARA内に出店のスペースを提供します。中心市街地という立地の良さはもちろん、さまざまなサポートで創業のお手伝いをします。

●チャレンジスペース出店のメリット●

1. 創業への情報収集ができます。
2. 低価格で出店できます。
3. お店づくりなど各種専門家や経営相談員から実践的ノウハウのアドバイスを受けられます。

《募集概要》

出店資格：市内での創業を目指している方

募集業種：小売業・サービス業

出店場所：西都市小野崎1-47

（まちづくり西都KOKOKARA内）

出店場所の広さ：1区画 1.6m×2.1m（2区画まで）

出店期間：1カ月（5回まで更新可能）

出店手数料：売上げの10%

定休日：毎週土曜日（祝日要相談）

営業時間：午前9時から午後5時30分まで

《申込方法》

電話・メール・LINEのいずれかでご連絡の上、来所してください。チャレンジスペースの説明と商品や販売方法などの詳細を確認後、後日、出店の可否をお知らせします。

問合せ先：まちづくり西都KOKOKARA 35-3850

メール：saitokokokara-b@titan.ocn.ne.jp

公式LINE ID：@818zpnzp

受付時間：午前9時から午後5時30分まで（土曜・祝日は定休日）

（文書取扱：商工観光課）

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

○日 時 4月20日(火) 午前10時から午後3時まで

○場 所 西都市生きがい交流広場 2階 和室

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

| 関係機関名 | 電話番号 | 備考 |
|---------------|--------------|--------|
| 宮崎地方法務局 人権擁護課 | 0985-22-5124 | |
| みんなの人権110番 | 0570-003-110 | 全国統一ナビ |
| 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 | |
| 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 通話料無料 |

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから(大人・子ども共通)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民課)

西都市地域子育て支援センターつばさ館

新年度が始まりました。支援センターも新たな気持ちで、沢山のイベントを用意して保護者やお友達を迎えたいと思います。

是非遊びに来てください。

<4月の行事予定>

- 1日(木) 4月の製作(今月中随時)
- 2日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃～
- 5日(月) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 6日(火) ベビーフォト体験会(予約制) ※参加費500円
- 7日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
- 8日(木) 誕生会(4月生まれ)(予約制) AM10:30頃～
- 14日(水) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)
AM10:30頃～ ※参加費:500円(オイル代込み)
- 15日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
- 19日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
- 21日(水) ベビーフォト体験会(予約制) ※参加費500円
- 22日(木) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 23日(金) つばさ館カフェ(予約制) AM10:30頃～※参加費200円
- 26日(月) こいのぼり制作(30日まで随時)
- 27日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～※参加費150円
※ベビーフォトの予約は4月1日(木)～です。

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

【住 所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)

【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079

【利用時間】月曜～金曜:9時～15時、土曜:9時～12時(育児相談可)

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談をお受けします(随時)。

【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)です。

詳しくはお電話ください。

(文書取扱：福祉事務所)